



## 浜松市養育費確保支援金

養育費の取決め※をしたのに支払いがされない状況から、養育費を確保するために、養育費の立替サービスを提供する保証会社等による養育費保証サービスを利用した際の保証料等について助成します。

### 対象者 (市内に住所を有し、以下の全てに該当する方)

- (1) 配偶者のない方で、養育費の取決めの対象となる児童を扶養している方
- (2) 児童扶養手当の支給を受けている者又は、同様の所得水準にある方
- (3) 養育費の取決めに係る公正証書等(債務名義化したもの)★を有している方  
★公正証書(強制執行認諾約款のあるもの)、調停調書、審判書、判決書、和解調書
- (4) 保証会社等と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- (5) 市税を完納している方、  
又は市から徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けている方
- (6) 過去にこの支援金の交付の決定を受けていない方
- (7) 過去に同一主旨の国や他の地方自治体等の助成制度による財政的支援を受けていない、又は受ける見込みのない方

### 助成内容

保証会社等との養育費保証契約に要する費用のうち、保証料として本人が負担した費用を助成します。【限度額50,000円】

※名宛人が申請者と同一名義の領収書が必要です。

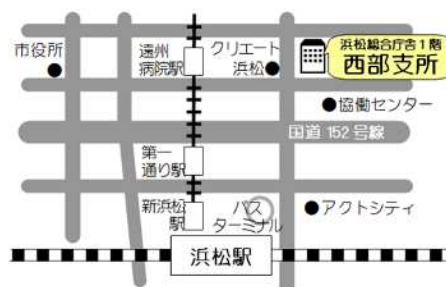
### 申請期限

養育費の立替サービスを提供する保証会社等との養育費保証契約を締結した日の属する月の翌月末まで

### お問合せ 事前にお問合せください。手続きに必要な持ち物等をご案内します。

#### ひとり親サポートセンター(西部支所)

浜松市中央区中央一丁目12-1 静岡県浜松総合庁舎1階  
TEL : 053-452-7107 (受付時間 平日9時～17時)



※この支援金における「養育費の取決め」とは、公正証書(強制執行認諾約款のあるもの)、調停調書、審判書、判決書、和解調書などにより債務名義化している取決めのことをいいます。